



青 森 県 報

号外第七十一号

平成十五年七月十一日(金曜日)

目 次

大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	一
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	二
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	三
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	三
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	四
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	五
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	六
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	六
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	七
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	八
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	九
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	九
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	一〇
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	一〇
大規模小売店舗の変更の届出	右	同	(経営振興課)	一一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン安原ショッピングセンター

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
弘前市安原第二土地画整理事業保留地第四八街区符号保の一画地外

変更前	マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更後	マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更年月日	平成 一五・五・三
-----	--	-----	--	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更後	マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更年月日	平成 一五・五・三
-----	--	-----	--	-------	--------------

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ下町店

弘前市大字新町一六七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・ 五・ 一三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・ 五・ 一三

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
五戸ショッピングセンター
三戸郡五戸町字下モ沢向二一の二七外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更後	マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更年月日	平成 一五・五・三
-----	--	-----	--	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更後	マックスパリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更年月日	平成 一五・五・三
-----	--	-----	--	-------	--------------

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び五戸町役場
 - 2 期間
平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで
 - 3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
- ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十五年十一月十一日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営振興課
- 3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ黒石店

黒石市錦町二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更年月日	平成 一五・五・三
-----	--	-----	--	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更年月日	平成 一五・五・三
-----	--	-----	--	-------	--------------

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田南ショッピングセンター

十和田市大字相坂字小林二一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更年月日	平成 一五・五・三
-----	--	-----	--	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更年月日	平成 一五・五・三
-----	--	-----	--	-------	--------------

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

城東ショッピングセンター

弘前市大字城東中央一丁目二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・五・三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・五・三

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ大清水店

弘前市大字大清水一丁目九の一五

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マルサン

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二の一七

代表取締役 上杉邦夫

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・五・三

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ東四番町店

十和田市東四番町二の五外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更年月日	平成 一五・五・三
-----	--	-----	--	-------	--------------

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸城下ショッピングセンター

八戸市城下二丁目一の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	変更年月日	平成 一五・五・三
-----	--	-----	--	-------	--------------

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

3 平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで
時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
野辺地ショッピングセンター
- 上北郡野辺地町字二本木二三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・ 五・一三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	年月日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・ 五・一三

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び野辺地町役場

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

青森東ショッピングセンター

青森市大字矢田前字弥生田四五の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東商

青森市大字宮田字玉水二

代表取締役 佐藤茂

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・五・三

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

浪岡ショッピングセンター

南津軽郡浪岡町大字浪岡字松島一三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 岡田元也

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 月 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・五・一三

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び浪岡町役場

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、浪岡町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

セントラルショッピングセンターむつ

むつ市中央二丁目四九の五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大湊興業株式会社

むつ市中央二丁目一三の一四

代表取締役 濱崎正明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 月 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・五・一三

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間 平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間 午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュむつ新町店

むつ市新町二二の一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 反田悦生	平成 一五・五・一三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 原田昭彦

変 更 後

マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 反田悦生

変 更 日

平成
一五・五・一三

四 届出年月日

平成十五年六月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十五年七月十一日から同年十一月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭